

## 4. 附録

### 竹島問題研究会〔第1期〕最終報告書批判へのコメント

塚本 孝

#### はじめに

島根県の設置した竹島問題研究会〔第1次〕の『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』(2007.3)は反響を呼び、国内外で同報告書の内容を批判する記事も出版されている。批判記事が出版されることは議論が深まることを意味し、喜ばしいことである。最終報告書中、筆者が執筆した記事に対する批判記事のうち、嶺南大学校編『独島領有権確立のための研究』(独島 研究叢書 3), ソウル: 景仁文化社, 2009に掲載された2編について、議論が更に深まることを期待してコメントすることといたしたい。

コメントの対象とした批判記事の第一は、最終報告書 pp.75-78 収録「サン・フランシスコ平和条約における竹島の取り扱い」(平成 17 年 9 月 27 日の研究会において筆者が行った報告のレジュメ)を批判する鄭甲龍(チョンガブヨン)氏の「ツカモトタカシの“サンフランシスコ平和条約に現れた竹島についての取扱”に対する批判的研究(정갑용「쓰카모토 다카시의「샌프란시스코 평화조약에서 나타난 다케시마에 대한 취급」에 대한 비판적 연구-2007 년 日本竹島研究會最終 報告書에 대한 비판)」独島研究叢書 3, pp.185-215 であり、コメントの対象とした批判記事の第二は、最終報告書 pp.62-70 収録「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」(筆者が求めに応じて研究会に出した参考資料)を批判する崔長根(チェジャンゲン)氏の「竹島経営者中井養三郎氏立志伝の解釈誤謬についての考察—竹島問題研究会の『最終報告書』批判(최장근「竹島經營者 中井養三郎氏立志傳」의 해석오류에 대한 고찰—竹島문제연구회의『최종보고서』비판)」独島研究叢書 3, pp.151-183 である。

第一の鄭氏の論考は、最終報告書掲載記事で報告者が述べていないことをもってツカモトの主張は斯々然々であるという“まとめ”を行いそれに対して議論を展開する形をとっており(ツカモトの主張は日本政府の見解と同じであるとして、最終報告書掲載記事にあるのではなく 1950 年代の政府見解を論じている)、また、日本は“慰安婦”問題に対する反省をしていないといった議論を突然展開する。第二の崔氏の論考は、概して最終報告書の記事を適宜に引用し、塚本は自己の主張に合わせて論理を操作しているといった批判を漠然と行うものである。以下、最終報告書掲載筆者執筆記事の要旨を掲載の上、両氏の論考中、多少とも学術的な主張についてコメントする。

#### ①鄭甲龍氏の批判に対するコメント

##### (最終報告書掲載筆者記事の要旨)

ポツダム宣言で日本の領土処分が予告され、日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限するとされたが、領土の最終決定は平和条約によるのが国際法の原則であり、特にポツダム宣言(第8項)でいう「諸小島」の決定は、1951年9月8日の「日本国との平和条約」によって行われた。その間、占領当局である総司令部の指令(SCAPIN-677)により竹島に対する日本政府の権力行使が停止されたが、元来総

司令部には領土の処分権はなく、指令自体にも「ポツダム宣言第 8 項にある小島嶼の最終的決定に関する連合側の方針を示すものと解釈してはならない」との断り書きがあった。平和条約の作成過程において、初期の米国国務省草案や英国草案は竹島を日本による朝鮮放棄条項に入れていたが、最終的な条約案では竹島が日本領であることを前提に朝鮮放棄条項の文言が作成され、平和条約上竹島の日本保持が確定した。このことは、韓国が独島を朝鮮放棄条項に書き込む草案修正を求め、米国が竹島は日本領であるとして修正要求を拒否した事実によっても確認される。

#### (鄭氏による批判)

ア. カイロ宣言は、日本の領土処理において日本が 1895 年日清戦争以来多くの国家から帝国主義的方法で奪取したすべての地域をその本国に返還せよということである。従来日本は 1905 年に無主地である獨島を日本の領土として編入したとするが、獨島は歴史的にみて従来ずっと大韓民国の領土なので“無主地”に当たらない。1905 年の前後には当時の大韓帝国が日本に実質的に隷属して、正常的な対外活動を全くできなかったということは誰でも知っていることであり、そういう事情を奇貨として 1905 年になって初めて日本が獨島を“先占”したという行為自体が“暴力と貪欲によって略取した”地域に当たると見るのが合理的であり客観的であろう。(獨島研究叢書 3, pp.193-194)

イ. SCAPIN は、それ自体だけでは日本の領土を最終的に決定する法的拘束力を持つ文書だとは考えられないが、SCAPIN 第 677 号及び第 1033 号で獨島を日本の領土から排除し、その後その効力を変更したり否認する別途の指針や措置はなかった。1951 年サンフランシスコ条約でも明示的に獨島が日本の領土であることを現す規定がない。(同 pp.199)

ウ. 1951 年サンフランシスコ条約の作成過程で、1947 年 3 月の第 1 次草案……1949 年 10 月の第 4 次草案などは、「日本は、韓国及び……リアンクール岩 (タケシマ) を含め韓国沿岸のすべての小さい島に対する権利及び権原を放棄する。」と規定していた。1949 年 11 月の第 5 次草案、1949 年 12 月の第 6 次草案では、「日本の領土は、…タケシマ (リアンクール岩) …等を含むすべての隣接島嶼とする。…」と述べて、獨島を日本の領土として規定したが、1950 年 8 月の第 7 次草案及び 1950 年 9 月の第 8 次草案では第 6 次草案のような日本の領土に関する条項は、削除された。1951 年サンフランシスコ条約は、その交渉過程で獨島問題について論議があったにもかかわらず、最終文案には獨島に関する直接的な規定は、言及されていない。獨島問題に関する規定がなく同条約の解釈が必要になる場合に、条約の解釈原則として 1969 年条約法に関するウィーン協約第 31 条と第 32 条が挙げられる。1951 年サンフランシスコ条約は、その文言、草案の作成過程、条約法に関する国際法の解釈原則によっても、獨島が日本領土であるという点を発見することができない。同条約の第 1 次草案から第 4 次草案まで獨島が明確に韓国の領土とされている。日本の命がけの外交的努力にもかかわらず 1951 年サンフランシスコ条約で獨島を日本の領土として認めるどのような規定もない。(同 pp.200-203)

エ. 日本は、1905 年“島根県告示”によって獨島を先占したと主張していて、獨島に対する編入措置を行った直後に日本の官憲がこの島に対して測量を実施したという点、1905 年 5 月にこの島を政府所有土地として土地台帳に記入したという点、1905 年 4 月に島根県が獨島の海驢業を許可制にして同年 6 月に日本人業者に正式に免許したという点等

を挙げている。しかし、国際法上領土取得要件である“先占”を充足させるためには次の三つの要件を具備しなければならない。第一に、先占の対象になる地域は、“無主の地域”でなければならない。第二に、先占する国家の領域取得意思が存在し、またその意思が対外的に表示されることを要する。すなわち、先占は国家機関によって行われなければならないということである。第三に、“継続的で平穩公然に国家行為が現れる”実効的な支配を続けなければならない。1905年1月28日日本内閣が獨島を竹島と命名してこれを自国領土に編入、先占しようとするときまで、当時の大韓帝国は、獨島に対するその領域主権を継続的、平和的に行ってきたのであり、日本が主張する先占主張は、自国がまた推している“歴史的に獨島が日本の領土”だという主張にも矛盾する。獨島が日本の固有領土であるならこれを先占する必要がなく、反対に日本が獨島を先占したとすれば日本の固有領土ではないことになるためである。学者の中には、日本政府は獨島が韓国の領土だということをよく分かっているが軍事上の必要が発生した時点で利害当事国である韓国には全く事前協議も適切な事後通告も無く中央政府の指揮下に日本領土として編入し、島根県内だけにこれを告示するようにしたのであって、獨島編入に加担した日本政府の官吏らは獨島が韓国の領土であったということをよく知っていたことが歴史的資料によって立証されたから、1905年日本の獨島編入行為は韓国の領土を窃取して強奪した犯罪行為に当たるといふ見解もある。(同 pp.203-205)

#### (鄭氏の批判に対するコメント)

##### アの批判について

竹島を日本が“暴力と貪欲によって”韓国から奪ったというためには、同島がもともと韓国領であったことが前提になる。アでは獨島が歴史的に見てずっと韓国領であったとし、エでは大韓帝国は、獨島に対する領域主権を継続的、平和的に行ってきたと主張する。しかし、該島が歴史的に韓国領であったかどうか定かでない。獨島という島名が韓国の記録に登場するのは1906年以降のことである。韓国では、朝鮮古文献・古地図に登場する「于山島」が獨島であるという議論が行われるが、近年、18世紀以降の蔚陵島の地図に、今日「チュクト(竹島)」と呼ばれる蔚陵島東沖合2kmに位置する小島を描いて、これを于山とするものが多数知られるようになり<sup>1</sup>、于山島が何を指すのか再検討する必要が生じている。また、大韓帝国が領土主権を継続的に行使したことを示す資料は未だ発見されていない。——韓国では、「…大韓帝国は、光武4年(1900年)「勅令第41号」により、石島、即ち獨島を蔚陵郡の管轄下におく行政措置を通じてこの島が我が国の領土であることを明確にした。1906年、沈興澤蔚島(蔚陵島)郡守は島根県の官民で構成された調査団から、獨島が日本に領土編入されたことを知り、直ちに江原道觀察使に「本郡所属獨島が…」と上申書で報告した。これは大韓帝国が「勅令第41号」(1900年)に基いて獨島を正確に統治範囲内として認識・管理していたことを示す証拠である。一方、その報告を受けた当時国家最高機関であった議政府は、日本による獨島の領土編入は「事実無根」であるため再調査を命じる「指令第3号」(1906年)を発することで大韓帝国が獨島を領土として確

<sup>1</sup> 地図に関する研究として、船杉力修「絵図・地図からみる竹島(II)」から「1. 韓国側製作の絵図の分析」島根県竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』2007.3, pp.103-131 参照。島根県HPにも掲載。

[http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04\\_01/](http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04_01/)

かに認識・統治していたことを示している。」という議論が行われる<sup>2</sup>。しかし、1900年の勅令には「石島」とあるだけであり、独島の名称は1906年の蘆島郡守の報告が最初である。石島が独島であることは文献的に証明されていない。勅令の前年1899年に学部編輯局が刊行した「大韓全図」（玄采『大韓地誌』廣文社1901（光武3（1899）.12.25 跋）巻頭に掲載）でもチュクトである「于山」が描かれているだけである。また、1906年の時点で大韓帝国が領有意思を有していたとしても同国が、于山であれ石島であれ独島であれ、これを「管理」「統治」していた事実（実効的占有、国家権能の表示、国民の活動を認可・規制したなど）を示す記録は示されていない。

#### イの批判について

まず、SCAPIN-677及び1033が獨島を日本の領土から排除し、その後にその効力を変更したり否認する別途の指針や措置がなかったという主張は、上記最終報告書掲載レジュメで見た事実それ自体に照らし疑問である。総司令部の指令は、竹島を日本の「領土」から排除したわけではなく、同島に対する日本の施政権を停止したものであり、“その効力”は占領の終了（日本の主権回復＝平和条約の発効）によって失効し、“別途の措置”は平和条約で竹島の日本保持が確定したことである——国際法上、占領当局に敵国領土の処分権はない。SCAPIN-677 それ自体が第6項で“ポツダム宣言第8項の諸小島の決定に関する連合国の政策を示すものでない”と断っていた。SCAPIN-1033も第5項で“関係地域その他いずれの地域に関しても、日本国の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国の政策の表明ではない”と断っていた。1033による日本漁船の活動範囲は、平和条約の発効に先立ち1952年4月25日に総司令部自身により廃止された。これに加え、近年竹島問題を研究しインターネット上で発信する人々によって、(a)総司令部当局者がSCAPIN-677発令直後1946年2月13日の日本政府当局者との会談で“同指令による日本の範囲の決定はなんら領土問題とは関連ない、これは他日講和会議で決定されるべき問題だ”と述べていたこと、(b)朝鮮半島南半の米軍政府もまた1947年8月の報告書で“この島の管轄権の終局的処分は平和条約を待つ”としていたことが確認されている<sup>3</sup>。次に、平和条約に明示的に獨島が日本の領土であることを現す規定がないという主張は、この条約の構造を理解しないことからくる議論である。国務省草案では日本の保持する領土を書き出す方式をとっていた——例えば1949年12月29日草案は、次のように規定していた。「第3条 1 日本の領土は、四主要島である本州、九州、四国及び北海道並びに瀬戸内海の島々、対馬、竹島（リアンクール岩）、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文、利尻及び対馬・竹島・礼文の外側の海岸を結んだ線の内側にある他のすべての日本海の諸島、五島列島、北緯29度以北の琉球諸島及び東経127度以東北緯29度以北の東シナ海にある他のすべての諸島、婿婦岩以北の伊豆諸島及びフィリピン海にあるこれより日本本土に近い他のすべての諸島、北緯43度35分東経145度35分の点から北緯44度東経146度30分の点に引いた線より東南、北緯44度線の南に位置する歯舞諸島及び色丹を含むすべての隣接諸小島からなる。上に掲げられたすべての諸島は、三海里幅の領海とともに日本に属する。 2 前記のすべての諸島は、条約附属地図に示される。」<sup>4</sup>。しかし、ダレ

<sup>2</sup> 「獨島に対する大韓民国政府の基本的立場」 Date 2008-09-10 11:18. 駐日韓国大使館ホームページ <http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/languages/as/jpn-tokyo/state/state/index.jsp> にリンクあり。

<sup>3</sup> (a)は、島根県HP「竹島問題への意見」

<<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima08/>> 2009年5月分【質問3】、(b)は、同2009年12月・2010年1月分【質問4】参照。

<sup>4</sup> 米国立公文書館（NARA, National Archives and Record Administration）, RG59, Lot54 D423 Japanese Peace Treaty Files of John Foster Dulles, Box.12, Treaty Drafts 1949-March 1951／マイクロフィルム：

ス参画以降の草案（1950年8月～）では全体に簡潔な規定となり、もっぱら日本が放棄する領土（及び米国の施政下に置かれる領土）を規定する方式に変わった。日本が保持する領土に関する規定は、竹島に限らず、そもそも平和条約に置かれていない。

#### ウの批判について

1949年11月までの国務省草案が竹島を朝鮮放棄条項に記載していたこと<sup>5</sup>、それが1949年12月の草案（11月ではない）以降変更されたこと、英国との協議と韓国の修正要求・米国の拒否を通じて最終的に竹島の日本保持が決まったことは、上記最終報告書収録のレジューム（及び注5の記事）にあるとおりである。ウィーン条約法条約に規定する条約の解釈原則は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」（第31条第1項）、「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。（a）前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合（b）…以下略…」（第32条）というものである。この解釈原則に即して言えば、平和条約第2条a項の日本が放棄する「朝鮮」という用語の意味は、1910年の韓国併合により日本の領域に統合された朝鮮が日本から分離するということ（分離に際して新たに領土を割譲する意味合いはないこと）であり、また、上述の条約起草経過は、“条約の準備作業”として、平和条約第2条a項の朝鮮に竹島が含まれないことを確認している。（条約にそもそも日本が保持する領土に関する規定のないことは、イの批判について述べたとおり。）

#### エの批判について

竹島は、たんに先占によって取得したというわけではない。17世紀における政府（幕府）公認の下での国民の活動に基づく歴史的権原を有していた領土について、1905年の竹島の領土編入閣議決定と島根県知事の告示、その後の一連の行政権行使（実効的支配、国家権能の表示）を通じて日本は領有意思を再確認し、日本の領有権を近代国際法上も確実にしたということである（政府が特に許可して国民が漁業を行ったことそれ自体も、今日的に言えば実効的占有の例になるであろう）。1905年の竹島の領土編入措置は、この島においてアシカ漁を行う国民（中井養三郎）からの領土編入貸下願を契機として行われたもので、同島に他国の支配が及んでいないことを確認した上、国家が領有意思を持ち（閣議決定）、それを表示し（島根県告示、その後の公然の行政権行使）、実際の占有を伴うので（国民の占有の所為を国家が追認、その後の行政権行使）、国際法上の先占としての要件も具備している。他方、歴史的権原があれば足りるか（歴史的権原がある領土を改めて領土編入するのは矛盾であるか）と例えば、他に競合する主張のない場合はそれだけでも十分領有権原として有効であるものの、競合的な領有権主張が生じ、特にそれが実効的占有に基づく主張である場合はそれに劣後することがある（それが近代国際法のルールである）<sup>6</sup>。したがって、歴史的権原を有する（そ

---

Gregory Murphy ed., Confidential U.S. State Department Special Files JAPAN 1947-1956, LOT FILES, Bethesda: University Publications of America, [ca.1990], Reel 14

<sup>5</sup> 第何次草案というような名称の草案はない。筆写がかつて発表した記事（塚本孝「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』518（1994.3）pp.31-56）で取り上げたいくつかの条約草案がその後、その順番に番号を振って引用されていることに由来する呼称であると思われる。

<sup>6</sup> 塚本孝「国際法から見た竹島問題」〔島根県〕平成20年度「竹島問題を学ぶ」講座第5回 講義録 <http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/H20kouza.data/H20kouza-tsukamoto2.pdf> 参照。

のようにある国家が考える)領土について(当該国家が)先占など実効的占有に基づく領域取得手続きを踏み、不確実な原初の権原を近代国際法上の権原に置き換える(あるいは原初の権原が実効的占有に基づく権原により補強される)ということは、大いにありうることであり、むしろ、必要なことでもある。なお、1905年当時日本政府が該島を朝鮮の領土であると認識しておりながら軍事上の必要から領土編入したことを示す資料がある云々は、中井養三郎の書いた文書の記述による議論であるが、これについては、近年別の資料も発見されている<sup>7</sup>。また、この議論も、該島が元来韓国領であったことの証明が前提になる(上記アの批判についてのコメント参照)。

## ②崔長根氏の批判に対するコメント

### (最終報告書掲載筆者記事の要旨)

奥原碧雲「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」(1906.5.20)等を最終報告書に収録するに当たっての解題。奥原は、1906年3月の島根県による竹島実地調査に参加し、そのとき中井養三郎から得た情報を基にこの原稿(立志伝)を執筆するとともに、『竹島及鬱陵島』(1907.5)を出版。標題の中井養三郎は、1904年9月「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」を政府に提出し、翌1905年1月の竹島領土編入の契機を作った功労者である。

中井は、1903年から今日の竹島において組織的な海驢漁を開始した。翌1904年には競争者が現れ乱獲の弊害が現れたため、同年の漁期終了後上京して独占的漁獲権を得ることを目指した。その際、中井が当初同島を朝鮮領土と考えていた旨の記述が上記『竹島及鬱陵島』、それを転載した『隠岐島誌』(1933)、中井の「事業経営概要」(1910-11年頃)にある。

今回確認された「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」では、貸下げ出願の理由について、「…制限捕獲の必要を感じ、加ふるに、海図によれば、全島は朝鮮の版図に属するを以て、一旦外人の来襲に遭ふも、これが保護をうくるの道なきを以て…」としている。海図は、刊行年から判断して1896年4月海軍水路部発行の『朝鮮全岸』を指すと考えられる。この海図には、朝鮮半島の東沖合に「鬱陵島(松島)」と「リアンコールド岩」を掲載している。このリアンコールド岩が中井のいうリャンコ島であり今日の竹島である。「海図によれば同島が朝鮮の版図に属するを以て」云々というのは、中井が、『朝鮮全岸』という題の海図に同島が掲載されていたから朝鮮領だと思ったということであろう。

しかし、海図は、船舶の安全な航行に資するために製作され、対象地域にある島嶼や海岸線、水深などの情報を載せた地図であって、領土の範囲を示すものではない。事実、この『朝鮮全岸』には我が対馬、壱岐、九州、本州の海岸に関する情報も記載されている。また、松島という鬱陵島の別名やリアンコールド岩という島名も西洋起源の情報であり、政治的法的な意味における領有権の帰属とは無関係であった。したがって、中井が「海図によれば朝鮮の版図に属する」と思ったのは誤解であり、この誤解は、同人が上京し、政府当局者、特に海図の発行者である海軍水路部長と面談する過程で解消された。

中井養三郎による「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」の提出をめぐっては、また、中井が同島を朝鮮領土と信じ朝鮮政府に対して貸下げの申請をしようとしていたものを、日本

<sup>7</sup> 注1の『最終報告書』所収、塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」参照。

政府が日露戦争下において同島を戦略上必要としたため日本政府に対する領土編入貸下げ願いに変更させたという主張が行われる。すなわち、日本政府が民間人の出願を奇貨とし、朝鮮領である島を無理に無主地であると称して領土編入したというのである。この主張の基になっているのは上記「事業経営概要」にある、外務省の山座政務局長が時局なればこそ領土編入は急要だ、望楼を建築し電信を設置すれば敵艦監視上都合がよいと述べた旨の記述である。しかし、「事業経営概況」は後年記されたものであり「統監府ニ就テ為ス所アラントシ上京シテ」云々とあるなど（領土編入出願の1904年当時統監府は存在しない）、後の出来事を混同している可能性がある。

伝統的な国際慣習法上の領土の取得方法に、「先占」があり、他方、20世紀以降、国際判例を通じて示された法として、「国家権能の平穩かつ継続した発現」がある。韓国の竹島（独島）領有根拠は、古文献・古地図に見える「于山」、1900年の勅令に鬱島郡の管轄区域として規定されている「石島」が今日の独島であるなどの主張である。しかし、当該島に対し韓国（朝鮮）が実効的な占有を行った記録はない。他方、17世紀に日本人がこの島において官許を得て漁獵活動を行った記録があり、正確な絵図も作成された。しかし、それだけでは我が国の領有権を確立するに十分ではなく、もし、他国において（韓国であれ、第三国であれ）この島に実効的な占有（国家権能の平穩かつ継続した発現）を行う場合には、それが優先する可能性があった。我が国は、そのような法的地位にあった島について1905年1月の領土編入閣議決定によって民間人の占有の所為を国家として追認するとともに当該島に対する領有意思を明確にし、その後も同島（このとき竹島と命名した）における海驢漁業の免許、県知事の視察、県部長を長とする調査団の派遣をはじめとして、継続的に行政権を行使した。これらの国家権能の発現は、国家の領有意思の表示でもあった。かくして、竹島は、国際法上、我が国の領土としての地位が確実になった。

#### （崔氏による批判）

イ。「立志伝」は「事業経営概要」『竹島及鬱陵島』にない情報が載っているために重要な資料だとするが、すでに広く知られた史料として奥原碧雲「竹島沿革考」があり、これにも「海図」と「朝鮮水路誌」に“獨島を表記している”という指摘がある。（独島研究叢書3, p.154）

ロ。「立志伝」は奥原が中井の陳述を聞いて執筆したものであるので、中井自身が執筆した「事業経営概要」より正確な情報ということとはできない。（同 p.155）

ハ。『朝鮮全岸』には対馬、日本列島、中国大陸の一部も描かれているが、朝鮮全岸の四方位置をいっそう分かりやすく敷衍するためだ。このような性格の「朝鮮全岸」地図を海上交通のための地図としての性格だけあるとするのは、間違った解釈だ。（同 p.156）

ニ。「朝鮮竹島探検」という1894年の山陰新聞の記事に言及しているが、ようやく1894年頃に朝鮮の竹島を探検したとする記事が出ていることを見れば、隠岐島民は、獨島と鬱陵島の存在をよく知らなかった（p.157）。〔一方韓国では〕1900年大韓帝国の勅令41号によって石島という名前で鬱島郡の行政区域に新しく改編された。当時鬱陵島の人達は本郡所属獨島と呼んだし、鬱陵島と獨島を調査した日本軍艦新高号も“鬱陵島の人達が獨島と称した”と日誌に記録している（同 p.158）。

ホ。中井が見た「海図」は刊行年度で判断して1896年4月海軍水路部発行「朝鮮東岸」である可能性が高いとするが、中井が朝鮮領土と考えたのは1904年であるから論理的に

説得力がない(同 p.159)。「朝鮮全岸」を3等分したことは、各々違った地域的性格を持っているために区分したものであって、特に<図 2>に描かれた蔚陵島、獨島は題目のように純粹に朝鮮国の海岸にある島という意味だ。<図 2>は領有権の帰属を表示したものであって、<図 1>と<図 3>は、<図 2>と連関性がある周辺地域の情報を現したものと見ることができる。奥原は“日朝両国の海岸からの距離は日本が10里近い、ところが海図では朝鮮の部に編入されている、非常に残念だ”として、自身も海図や「朝鮮水路誌」が領有権と関係があることを指摘している(同 p.160)。

へ。「事業経営概要」にある、「蔚陵島に附属する韓国領土だと考えて統監府が担当するはずだと判断して上京していろいろな画策をはかる過程で…」以下の記述は、中井が、蔚陵島が朝鮮領土として世の中に知られていた反面、獨島は日本に知られていない島として海図に蔚陵島と一緒に描かれているので朝鮮の蔚陵島に付属した朝鮮領土として認識したものだ。統監府は1906年2月にソウルに設置されたので1905年以前に統監府云々は、中井の錯誤だと見ることができるが、統監府と類似した役割を担当して韓国政府に影響力を行使しえた機関はソウル駐在大使館ぐらいに考えればよいことだ。(同 p.163)

ト. 海軍水路部長が獨島が無人島だと主張する論理にも矛盾がある。朝鮮朝廷の古文献記録によると朝鮮朝廷で獨島を朝鮮領土の一部として認識していたという事実を〔水路部長は〕全く知らない。蔚陵島との距離を無視し本土との距離だけで調べて日本のほうが近いから日本領土にならなければならないとしている。朝鮮人が獨島を経営した痕跡がなくて日本人達が獨島を経営したという主張も問題だ。獨島は小さい岩礁に過ぎず経営自体が不可能な所だ。当時は、獨島は内地と外地の境をなす朝鮮領土最東端の境界という象徴的な価値以外には存在しなかった。したがって、実効的支配だというのなら朝鮮の古文献に朝鮮領土として認識していたという記録だけでも十分だ。日本が当時あしか狼をしたといっただけを獨島経営ということではできない。朝鮮領土獨島のあしかを略奪していった侵略的な行為だ。これは帝国主義の獨島侵奪に該当する行為であって獨島の実効的支配と関係がない。

チ。「立志伝」では中井が領土編入及び貸与を内務省と外務省、農商務大臣に提出したとするが、事実ではない。中井の陳述のように、内務省で棄却されて、外務省だけに提出したものだ(同 p.166)。中井は帰郷して内務省地方局に領土編入と貸与願を提出したのだが、時局上(露日戦争中)で時期が適切でないとして内務省の下のため棄却された(同 p.171)。

リ. 歴史的記録によれば、蔚陵島の人達は古代から高麗時代にかけて蔚陵島に居住しながら蔚陵島から天気が清明な日に見える距離にある獨島の存在を知っていたし、朝鮮時代に入って倭寇と女真族の狼藉による島民を保護して蔚陵島を管理する次元で政策的に島を空けたけれども、朝鮮朝廷では古代時代から高麗時代までの認識をもとにその延長線上で東海に蔚陵島とまた異なる島于山島が存在してこの島が朝鮮領域に属すると認識していた。ただ于山島は、朝鮮時代に島を空けて出た後蔚陵島から常時的に見ることができる島でなかったので簡単にその存在をつねに確認できるものではなかった。一時最東端の領土としてこの島を探そうと努力したことがあったけれども、簡単には確認されなかった。しかし1692年以後安龍福事件を機会に蔚陵島と獨島の位置を明確にして朝鮮の領域であることを再度確認したし、日本に対しても人が居住する蔚陵島に日本人達の渡航禁止を幕府から確答を受けた。朝鮮朝廷では蔚陵島と獨島を朝鮮領域と考えていた。ただ獨島は人が居住しない島であり、紛争が起きるほど価値が大きな島でなかったので両国間の紛争対象の島で

はなかった。幕府でも獨島が日本領土だと認識したことは、一度もなかった。しかし朝鮮では朝鮮朝廷は勿論であり、安龍福、そして史料によると 1693 年鳥取藩ですらも獨島を朝鮮領土として認識していた。これは 1693 年－1696 年の鬱陵島所属をめぐる領有権の事件以後の認識だ。また何世代かが過ぎてこのような認識がぼんやりしていったとき鬱陵島と獨島の存在を確認する機会がなく 19 世紀末韓日両国間に門戸が開放された。再度両国間に東海島嶼に対して領有権問題が発生するようになったとき鬱陵島に対しては日本が韓国領土であることを認めた明確な事実が文献に記録されていたけれども、獨島に対しては当時として獨島の存在を記録する程度に価値のある島でなかったなのでその記録がなかった。(同 pp.171-172)

又. 朝鮮では近代に入って朝鮮朝廷が日本人の鬱陵島侵入を憂いて 1882 年に鬱陵島開拓令とともに移住事業を実施し、1900 年には鬱島郡の管轄地として鬱陵全島と竹島、石島に対して朝鮮の領域であることを明らかにした。鬱陵全島と竹島は実質的な経済的価値を持つ次元の問題であり、獨島は韓日両国の境界を明確にするという象徴的な価値を持つ島として編入の対象になったものだ。獨島は朝鮮朝廷が前時代にかけて于山島という名称で象徴的に朝鮮領域に含めてきた島だ。したがって、日本が勅令 41 号の「石島」に対して観音島だと主張するけれども、観音島は当時から鬱陵全島に含まれる島であり、経済性もないだけでなく、象徴性もない島なので独自の行政的名称が必要な島ではなかった。したがって「石島」は獨島だ。(p.173)

ル. 外務省の侵略的意図により領土編入措置が採られたことについて、日本政府が領土を編入する過程で侵略性があったとしても「国際法上通例」だとして領土編入の正しい行為だと主張している。これは第 2 次大戦で無条件的に連合国が要求して日本が受け入れたポツダム宣言を否定する行為だ。1905 年当時通例だったかは知らない。戦争で領土を編入する時期であったから。しかし、日本の敗戦、1945 年ポツダム宣言を境にしてこれ以上国際法上の通例であることができない。ポツダム宣言以後 60 年が経ち国際社会が自由と平和を窮極的な目標として指向している国際秩序ではなおさら駭怪罔測な発言だ。(同 p.175)

ヲ. 1900 年勅令にある石島が獨島だということが証明されれば国家がこの島の領有意思を現すことになるが、その場合にもこの勅令を前後して韓国政府または韓国国民が占有行為をしなかったと主張して、石島が獨島だとしても韓国領土になれないと強弁する。しかし、当時の獨島は無人島なので国家領域の一部という象徴的価値だけが存在したので国家が領土として認識していたというそれ自体だけでも実効的占有に該当する特性を持っている島に当たる。日本は、無断でまたは一方的に獨島のあしかを略奪していったこと以外に、日本国家が行政管轄地として特別にこの島を管理したことはなかった。領有意識を持って島を管理したという証拠があつてこそ実効的支配が認められることになる。(同 p.177)

ワ. 1900 年の勅令 41 号は、高麗時代以後の歴史的権原に基づいて無人島である獨島につき象徴的な国家の最東端の領域として編入した措置として平穏で持続的な領土管理に該当する。韓国の行政区域に含まれている平穏な島で平穏に棲息するあしかを乱獲して絶滅状態にした行為が平穏で持続的な領土経営または領土管理だということができるか。(同 p.177)

カ. 1905 年の領土編入措置が妥当だと主張するけれども、これはすでに朝鮮の行政管轄に含まれている島を露日戦争という政治的に混乱した隙に乗じて内密に編入しようとした不法的奪取行為に過ぎない。獨島は、日本帝国主義が不法的に盗取した領土に該当し、

日本がポツダム宣言に同意することで日本が盗取した獨島は歴史的権原に基づいて 1945 年韓国の独立とともに韓国に返還され、現在韓国が実効的に支配している島だ。対日講和条約ではアメリカが政治的に日本の立場に肩を持って日本領土として処理しようとしたが他の連合国の抗議によって当事国間の解決事項として後回しにして法的措置を回避した。(同 p.179)

#### (崔氏の批判に対するコメント)

##### イの批判について

奥原碧雲「竹島沿革考」は、『歴史地理』第 8 巻第 6 号 (1906 年) pp.461-478 に掲載された記事であるが、奥原の単行本である『竹島及鬱陵島』の「沿革」の章と同一である(両者が内容的に同一であることは、崔氏も標記論考 p.153 の脚注 8 で認めている)。奥原は、「竹島沿革考」p.466=『竹島及鬱陵島』pp.17-18 において、「…新竹島は、佛船「リアンコール」の発見に先つこと百八十三年、寛文七年の我記録に見えれば、少くともこの岩嶼の日本人に発見せられしは、なほ以前なるべく、…文政六年の古記集に詳記せられしに拘らず、水路誌は、此島嶼発見を外国船に委して顧みず、…海図には、朝鮮の部に編入せられしが如き、遺憾の極といはざるべからず。」と記している。同じく、「竹島沿革考」p.473=『竹島及鬱陵島』p.27 において、「…海軍水路部の朝鮮水路誌及び海図に鬱陵島一名松島として発表せられしより、リアンコール岩は、自然旧記の竹島にあたるものと誤認せられ、而して竹島は既に元禄中より朝鮮の版図と認められし故、リアンコール岩をも朝鮮の版図と認むるに至れるなり。」と記している。

これらの記述は、奥原が自分の意見として述べたものであるのに対し、「立志伝」では、中井が「〔乱獲により〕海驢は数年ならずして絶滅せんことを憂ひ、猟区貸下、制限捕獲の必要を感じ、加ふるに、海図によれば、同島は朝鮮の版図に属するを以て、一旦外人の来襲に遭ふも、これが保護をうくるの道なきを以て、かかる事業に向って資本を投ずるの頗る危険なるを察し、同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁猟権を占有せんと決心し、…上京の途に上」ったとしている。すなわち、中井は朝鮮政府に請願しようとして(「事業経営概要」に記された中井自身の言でいえば「統監府ニ就テ為ス所アラントシ」)上京したわけであるが、中井がリヤンコ島を朝鮮領だと思った理由について、「海図によれば、同島は朝鮮の版図に属するを以て」と記されているということを最終報告書の記事で指摘したものである。奥原が“海図に朝鮮の部に編入せられし”ことを遺憾の極と考え、その原因を水路誌が鬱陵島を松島としたことに求めたことが公刊文献である「竹島沿革考」や『竹島及鬱陵島』に記されていることは、別問題である。

##### ロ、への批判について

最終報告書記事では、中井の「事業経営概要」に書かれてあることを奥原の「立志伝」の記述ゆえに否定するようなことはしていない。なお、崔氏の議論でいえば、中井の「事業経営概要」が統監府に働きかけようとして上京した(上京した 1904 年には統監府はまだなかった)としていることと、奥原「立志伝」が端的に朝鮮政府から漁猟権を得ようとして上京したとしていることを比べて、後者は正確な情報ではないということになってしまう。崔氏は、統監府の設置が 1906 年 2 月だから中井の錯誤とみることができるが、「ソウル駐在 日本大使館ぐらゐに考えればよいことだ」とする。この議論は、史実に合致しない記述

のある資料につき、資料自体の正確さを疑うのではなく記述を変更してしまおうという話であり、論外である。

#### ハ、ホの批判について

海図は毎年発行されるわけではない。1896年の『朝鮮全岸』は、1904年当時“現行”の海図であったので、中井が海図によれば朝鮮の版図に属すると考えた際に手元にあった海図が「刊行年から判断して」1896年の『朝鮮全岸』を指すと考えられるとしたことが「論理的に説得力がない」とする崔氏の批判は当たらない。崔氏は、「朝鮮全岸」を3等分したことは各々違った地域的性格を持っているために区分したものであって云々と述べるが、『朝鮮全岸』は、113×71センチの一枚の海図であり、最終報告書の記事に載せた図1,2,3は、たんに表題部、蔚陵島近辺、英文の表題部を載せたものである。「海上交通のための地図としての性格だけあるとするのは、間違った解釈だ」と述べる前に、海図がどのようなものか見るべきである。

#### ニの批判について

ことの当否は別にして、1894年（明治27年）どころか明治初年から種々の形態で日本人が蔚陵島へ赴いており、朝鮮政府が一再ならず退去と渡航の制禁を求めたことは公知の事実である。朝鮮政府は、植民政策を採ることになり、1882年の李奎遠、1900年の禹用鼎による実地調査などもその一環として行われ、在島日本人の状況等も報告されている。他方、今日の竹島について、崔氏のいう軍艦新高の日誌（堀和生氏の発掘に係る資料<sup>8</sup>）に独島という呼称が登場する1903年より前に韓国においてこの島を実際に認識していた記録は存在しない。1903年は日本人による竹島でのアシカ漁が本格化した年であり、蔚陵島の韓国人も日本人に雇用されて竹島でのアシカ漁に赴いていた。同じく崔氏が「当時蔚陵島の人たちは本郡所属独島と呼んだ」云々とするのは、勅令の1900年「当時」ではなく、1906年に島根県の調査団が訪れたことを受けた蔚島郡守の報告にある記述であり、これが韓国側の資料に独島の文言が登場するはじめである。1900年の蔚島郡設置の勅令にいう石島が独島であるというが、石島が竹島（独島）であることは証明されていない。郡設置に向けた上記1882年の李奎遠、1900年の禹用鼎による実地調査においても今日の竹島は全く考慮されていない<sup>9</sup>。勅令前年1899年の（大韓帝国）学部編輯局発行「大韓全図」にも「于山」があるだけであり、この于山はこの地図に引かれた経緯度線による位置関係からして今日の竹島ではない（蔚陵島東沖合2キロのチュクトである）。

#### トの批判について

“韓国朝廷の古文書記録に独島を朝鮮領土の一部として認識していた事実”はない。独島は、韓国の記録では1906年（日本の記録では1903年）に初めて現れる島名であり、韓国で独島だとされる「于山」は、蔚陵島のことであるか（『三国史記』智証王13年の于山国、『太宗大王実録』太宗17年丁酉二月壬戌の于山島）、架空の島であるか（蔚陵島=于山国を蔚陵島とは別に于山島があると考えた観念上の島。『新增東国輿地勝覧』の本文及び八道総図の于山島）、チュクトである（「蔚陵島図形」の所謂于山島、「大韓全図」の于山）。竹島までの距離の比較は、

<sup>8</sup> 堀和生「堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24（1978.3）pp.97-125

<sup>9</sup> 塚本孝「韓国の保護・併合と日韓の領土認識—竹島をめぐる—」『東アジア近代史』14, 2011.3, pp.53-67 参照。

本来法的には意味のないことである。領有権の文脈で経営というのは、そこでの経済活動を意味し、漁業も当然に経営の内である。実効的支配というのは、目的の領土の形状に従い、多数の住民がいる土地であれば官署を設けて秩序を維持することが求められるであろうし、絶海の孤島であれば定期的に艦船を派遣して見回ることでも足りる。国民が当該土地で経済活動（耕作、漁業、鉱物資源採掘など）を行うことはそれだけでは実効的支配にならないが、国家が国民の行った占有の所為を追認し、又は当該経済活動に自国の法令を適用するとすれば、実効的支配の例になりうる。いずれにせよ、古文献上領土として認識していたこと（事実上于山という名称の島を自国領土と認識していたということであり、実体としての竹島に対して領土としての認識があったわけではない）は、実効的支配の例にはならない。崔氏も「朝鮮領土最東端の境界という象徴的な価値以外になかった」としている（事実上最東端の境界としての認識を示す記録も存在しない）。

#### チの批判について

中井の領土編入貸下願は、確かに内務、外務、農商務の各大臣に宛てられている。中井が帰郷して内務省地方局に提出したというのは、崔氏が、内務省地方局が東京の内務省本省の部局であることを知らず、地方の出先機関か何かと思ったことを示している。棄却された云々は、あるいは崔氏が用いた翻訳文に問題があったのかもしれない。

#### リの批判について

「歴史的記録によれば、鬱陵島の人達は古代から高麗時代にかけて鬱陵島に居住しながら鬱陵島から天気が清明な日に見える距離にある獨島の存在を知っていた」というような“歴史的記録”は存在しない。「朝鮮朝廷では古代時代から高麗時代までの認識をもとにその延長線上で東海に鬱陵島とまた異なる島于山島が存在してこの島が朝鮮領域に属すると認識していた」という記録もない。あったとすれば于山という島名の島があり朝鮮の版図に属するという観念上認識で、今日の竹島（という実在の島）に対する知見、認識があったわけではない。リを読むと崔氏もそのことを認めているようである。朝鮮政府が「安龍福事件を機会に鬱陵島と獨島の位置を明確にして朝鮮の領域であることを再度確認した」という記録も存在しない。リを読むと崔氏も竹島が元禄の日朝間紛争の対象でなかったことを認めている。崔氏は「史料によると 1693 年鳥取藩ですらも獨島を朝鮮領土として認識していた」として「内藤正中・金柄烈『史的検証竹島・獨島』岩波書店 2007, 40-41 ページ」を挙げるが、該当ページにあるのは 1695 年の幕府の鳥取藩への竹島（鬱陵島）に関する質問状と回答である。同書の 42 ページには松島（今日の竹島）について日本の領土でない云々という内藤氏の解説があるが、内藤氏も鳥取藩が獨島を朝鮮領土と認識していたとはしていない（そのような史料は存在しない）。崔氏は、「19 世紀末に再度東海島嶼について領有権問題が発生するようになった」としつつ「獨島は存在を記録する程度に価値のある島でなかったため記録がない」と認めている（記録がないのではなく、19 世紀末に竹島について領有権問題が生じた事実はない）。

#### 又の批判について

獨島は韓日両国の境界を明確にするという象徴的な価値を持つ島として 1900 年の勅令で鬱島郡編入の対象になったとの崔氏の記述は、勅令の石島が獨島であることの新しい説明である。しかし、上記二への批判で見たとおり鬱島郡設置（勅令）に至る過程で韓国政

府において今日の竹島に対する認識がないので、崔氏の説明は同人の希望でしかない。

#### ルの批判について

最終報告書掲載記事では、「日本政府が領土編入する過程で侵略性があったとしても国際法上通例だ」などという主張はしていない。記事にあるのは、

なお、外務省政務局長が「時局上より」見て領土編入が有益だとしたのは、後に実際に行われたように望楼や通信施設の設置など日露戦争遂行の便宜のために利益があるという意味であろう。しかし、これを以って日本が戦争目的で韓国の領土を無主地と称して編入したという非難は当たらない。次にみるとおり、竹島はそもそも韓国領土ではなかった。重要なことは国家が実効的に占有し領有意思を表示したことであって、領有意思を懐くに至った理由は問題ではない。海驢漁業のこと以外に国家としての理由があっても、それはむしろ通例というべきである。

という記述である。そもそも竹島は韓国領土でなかったのであり、日本政府が竹島に対して領有意思を持ったことが重要だということである。日本による領土編入を、戦争による領土取得と同一視し、ポツダム宣言がどうのという話は、総じて竹島が韓国領土であったという、事実に反する間違った前提に立つ議論である。

#### ヲ、ワの批判について

先占において重要な要件は、(国家による)占有の所為である。国際判例を通じて示された「国家権能の平穏かつ継続的な表示」の権原に基づく領有権取得にあってはいつそう国家が実際に行政権行使などを行ったことの証拠が求められる<sup>10</sup>。崔氏の「当時の獨島は無人島なので国家領域の一部という象徴的価値だけが存在したので国家が領土として認識していたというそれ自体だけでも実効的占有に該当する」との議論は、成り立たない。崔氏は、「日本は、無断でまたは一方的に獨島のあしかを略奪していったこと以外に、日本国家が行政管轄地として特別にこの島を管理したことはなかった。領有意識を持って島を管理したという証拠があってこそ実効的支配が認められる」云々と述べるが、日本政府の領土編入閣議決定は、国民による占有の所為(竹島における経済活動)を国家として追認したものと位置づけられるのに加え、その後に行われた一連の国家の行為——国有地台帳への登録、あしか猟の許可、国有地使用料の徴収、県知事の視察・調査団の派遣等々が全体として国家権能の表示(かつ領有意思の表示)、すなわち実効的支配の証拠である。

1900年の勅令は、石島が獨島であることの証明がないが、仮に証明されたとしても韓国政府による占有の所為を欠く。「無人島である獨島につき象徴的な国家の最東端の領域として編入した措置」であるとしても、実際の占有の所為が伴わなければ領有権は取得できない。なお「平穏」という要件は、相手国から抗議を受けながら実力による支配を続けるような行為を平穏でないというのであって、あしかが“平穏”に棲息するかどうかは無関係である。

#### カの批判について

「対日講和条約ではアメリカが政治的に日本の立場に肩を持って日本領土として処理しようとしたが他の連合国の抗議によって当事国間の解決事項として後回しにして法的措置を回避した」というような事実はない。事実は、1951年7月に駐米韓国大使が日本の放

---

<sup>10</sup> 上記注6の講義録参照。

棄する朝鮮に独島を含める条文修正を求め、同年 8 月米国が竹島は日本領土であるとして修正要求を拒否したのであり<sup>11</sup>、このことは、1952 年 12 月の駐韓米大使館から韓国政府に送られた通牒においても再確認されているのである<sup>12</sup>。

---

<sup>11</sup> 塚本孝「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』518(1994.3) pp.31-56 参照。なお、この記事は、「サンフランシスコ平和条約時独島漏落過程顛末」として『韓国軍事』誌に韓国語訳されている——쓰카모토 다카시「샌프란시스코 평화조약시 독도 누락과정 진말」『한국군사』제 3 호(1996.8) pp.39-67.

<sup>12</sup> 塚本孝「竹島領有権紛争に関連する米国国務省文書（追補）」島根県竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』2007.3, pp.79-89 参照。なお、米国による 1951 年 8 月の立場の韓国への再通告について、山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」『島根県竹島問題研究会[第 2 期]最終報告書』pp. がいっそう詳しく紹介している。